

令和5年度第6回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年9月8日(金) 開会 14:00～

2. 開催場所

岡垣町役場 庁議室

3. 出欠の状況

(1) 出席農業委員 12名

| | | |
|-------|-------|-------|
| 俵口 和義 | 木原 緑 | 廣渡 秀雄 |
| 田中 誠二 | 野中 良雄 | 山田 和夫 |
| 安部 慈人 | 花田 三枝 | 門司 雅門 |
| 桃川 公治 | 大村 武彦 | 神谷 義幸 |

(2) 欠席農業委員 0名

(3) 出席農地利用最適化推進委員 2名

神谷 貞夫 亀石 正史

4. 委員会に附した議案

| | |
|---------|---------------------------|
| 議案第 19号 | 農地法第5条の許可申請について |
| 議案第 20号 | 農地改良について |
| 議案第 21号 | 農地の一時利用について |
| 議案第 22号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理権の取得)について |
| 議案第 23号 | 農用地利用集積等促進計画書案について |

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 ただ今より第6回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局をお願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は農地法5条に関して高倉と原が各1件、農地改良に関して波津が1件、県による農地の一時利用に関して黒山が1件です。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、3番の野中委員、4番の山田委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第19号 農地法第5条の許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求め。令和5年9月8日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

今回2件の申請が出されておりますので順に説明します。まず1件目です。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は高倉652、地目は田、面積は966㎡、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は特定建築条件付の宅地造成です。位置図を3ページに載せています。場所はコスモス吉木店の裏側となります。計画図を4ページに載せています。申請地に4区画分の宅地が造成されます。5ページに縦横断図を載せています。正面道路よりも一段低くなっていますので、正面道路と同じ高さまで盛土をする計画です。6ページに給排水の計画図を載せています。給水と汚水については、正面道路の上水と下水に接続し、雨水については、正面道路に側溝を新設し、そこを通して道路反対側の側溝へ放流する計画です。また、今回の申請は特定建築条件付きのため、一定期間宅地として販売した後に売れ残った場合は、申請者の責任で持って建売住宅を建築する必要があります。7ページは、その場合の建売住宅の建物の配置図で、8、9ページは建物の立面図と平面図です。11月に着工し、年明け2月には造成工事まで完了予定です。また、宅地の販売は年明け1月から開始され、令和9年3月までに売れなければ建売住宅を建築することとなります。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の1ページをご覧ください。1.立

地基準については、第1種・第3種以外の農地のため、第2種農地となります。続いて2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。7 宅地の造成のみを目的とする場合の妥当性については、申請者の宅地建物取引業者免許証を確認しています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。

続いて2件目の説明に入ります。議案の2ページをご覧ください。譲受人と譲渡人は記載のとおりで申請地は1筆です。場所は原620-2、地目が田、面積は789㎡、区分は農振白地、権利内容は所有権の移転で、転用目的は自己用住宅の建築です。位置図を10、11ページに載せています。場所としては、原の集落から更に上に上がっていった場所となります。12ページに計画図を載せています。中山間地域であり、住宅建築予定箇所と家庭菜園スペースには段差があります。そのため、住宅側に土を持っていき、全体的に正面道路よりも30cmほど高くなるように均等にします。給水については敷地内に井戸を掘り地下水を利用、汚水については正面の下水に接続、雨水については、正面道路反対側の側溝へ放流する計画です。13、14ページに建物の立面図と平面図を載せています。10月に着工し、年明け3月末に完成予定です。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の2ページをご覧ください。1. 立地基準については、10ha以上の規模の一団の農地の一部のため第1種農地となります。続いて2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と融資証明書及び残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から麦収穫後の6月に着工することを確認しているため○としています。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第19号-1について、当該委員さん、所見をお願いします。

山田委員 近隣農地への影響は無いと思われる。ただ、もともと農道でありトラクターやコンバインが通るため、騒音や通った後の泥に関して、購入希望者に十分説明をした上で了承を取るよう業者に伝えている。業者に許可を出す際には、この点を再度確認した上でお願いしたい。

事務局 泥の苦情を含め農業への理解を促した上での宅地の販売、こちらは許可書を交付する際に申請者に伝えます。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 19 号-2 について、当該委員さん所見をお願いします。

花田委員 昨日行政書士と立会をした。申請地の西側に農業用の水路があり、水稻を作っていない時期に、水を桝から申請地を通して水路へ流している。相手方からはその部分は触らないと話しがあった。もう一点、車庫予定地の前にいつも車を止めて農作業をしている。今後使いづらくなるという話しをした。説明された行政書士からは、住宅を建てるミサワホームに話してほしいとのことで、まだミサワホームとは話していない。

事務局 2点問題があるとのことなので、県から許可書が下りた際は、着工前に地元農業委員と水利組合長と協議をした上で着工するよう文書を添付します。相談があった場合は対応をお願いします。

議長 ほかに何かご意見、ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 20 号 農地改良届について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 15 ページをご覧ください。議案第 20 号 農地改良届について。一時転用許可申請及び農地改良届等の取扱についてに規定される農地改良届について、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 9 月 8 日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。
申請は 1 件です。届出人は記載のとおりで対象地は 1 筆です。場所は波津 1135、地目は畑、面積は 732 m²のうち 300 m²、区分は農振白地、所有者と耕作者は届出人と同一です。利用目的は現状荒れ地となっている箇所盛土を行い有効活用を図るもので、利用期間は 9 月 20 日から 3 か月です。位置図を 16 ページに載せています。場所としては、湯川の集落の下側、海側に下った箇所になります。計画図を 17 ページに載せています。申請地は道路から低くなっているため、進入部分に盛土を行いスロープ状にし、乗り入れが容易になるよう改良する計画です。使用する土についてですが、7 月上旬の大雨で申請人の自宅裏の山が崩れ、申請人の倉庫が損壊しています。この災害復旧時として斜面をコンクリートで舗装しますが、その際に発生する山土を盛土として利用する計画です。改良後は、届出人が栽培を進めているレモンを植え付ける計画です。説明については以上です。

議長 それでは何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、賛成いただける方挙手をお願いします。はい、全員賛成です。それでは続きまして議案第 21 号 農地の一時利用届

について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 18 ページをご覧ください。議案第 21 号 農地の一時利用届について。農地法施行規則第 25 条に規定される県による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和 5 年 9 月 8 日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

今回、福岡県八幡農林事務所から 1 件申請があがってきています。対象地は 6 筆です。1 筆目が黒山 1105-1 地目は田、面積は 990 m²、区分は農振農用地、2 筆目が黒山 1106、地目は田、面積は 768 m²のうち 574 m²、区分は農振農用地、3 筆目が 1107-1、地目は田、面積は 504 m²のうち 111 m²、区分は農振農用地、4 筆目が黒山 1108、地目は田、面積は 1039 m²のうち 215 m²、区分は農振農用地、5 筆目が黒山 1109、地目は田、面積は 1168 m²のうち 236 m²、区分は農振農用地、6 筆目が黒山 1110、地目は田、面積は 590 m²のうち 109 m²、区分は農振白地、所有者と耕作者記載のとおりです。利用目的はため池整備工事に伴う仮設道路の敷設で、利用期間は 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日です。位置図を 20 ページに載せています。場所としては、黒山の三叉路から松ヶ台に向かう途中となります。計画図を 21 ページに載せておりました、緑色の箇所が一時転用箇所となります。正面道路と同じ高さまで土を盛り、その中に 4m 幅の道を作ります。進入口のみコンクリート舗装を行い、残りは盛土の上を通行します。また道のそばも表土置き場等で使用する予定です。22 ページに横断面を載せています。約 80 cm 土を盛る計画です。説明については以上です。

議長 それでは何かご意見ご質問等ございましたら。はい、門司委員。

門司委員 自己保全管理の農地であり一部農地のまま残る。対象水田としてカウントされると思うが、残った箇所は県と耕作者のどちらが管理するのか。とても管理が行いにくい箇所。同じような事例が今後も出てくると思うので、今後の管理について県と協議する必要があるのではないか。

事務局 今回もため池の堤体が古くなったため改修するという案件だったため、今後も同様の事例が出ておかしくないと思われます。ご質問の件は申し訳ありませんが私も確認が取れていないため、許可書を出す際に農林事務所の担当者に確認した上で、また農林からはその報告を受けたいと思います。

議長 ほかにご意見ご質問等ございましたら。はい、安部委員。

安部委員 関係者には県が説明済みなのか。

事務局 申請前に県が説明を実施済みです。

議長 ほかにご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、賛成いただける方挙手をお願い

します。はい、全員賛成です。続きまして議案第 22 号と 23 号に関しては事務局から一括して説明していただき、その後順に採決したいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは 23 ページをご覧ください。議案第 22 号 農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構による農地中間管理権の取得に関する農用地利用集積計画につて、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和 5 年 9 月 8 日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

こちらは、令和 5 年 11 月開始分の利用権について、土地の所有者と中間管理機構との権利の設定になります。対象地は全部で 70 筆、82,106 m²です。24 ページ以降に一覧を添付しています。

続きまして 27 ページをご覧ください。議案第 23 号 農用地利用配分計画案について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用配分計画案につて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求める。令和 5 年 9 月 8 日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

こちらは、先ほど説明した件について、今度は機構から受け手への権利の設定となります。28 ページ以降に一筆ごとの一覧を添付しています。説明については以上です。

議長 それでは何かご意見ご質問等ございましたら。はい、桃川委員。

桃川委員 契約出来る年数は 10 年が最長だと認識していた。今回 20 年の契約が掲載されているが、10 年以上でも良いのか。

事務局 10 年が上限ということではなく、15 年、20 年で結ばれる方もおられます。ただ、上限については把握出来ておりませんので、次回定例総会の際に報告いたします。

議長 ほかにご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、議案第 22 号について、賛成いただける方挙手をお願いします。はい、全員賛成です。続きまして議案第 23 号について、賛成いただける方挙手をお願いします。はい、全員賛成です。それではその他に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 三里松原アダプト活動（2回目）について

2. 枝豆狩り体験事業について

○日時：10月7日（土）午前9時～正午 ※雨天時は翌日に順延

○場所：糠塚ほ場

5. 次回の日程について

・日時：10月10日（火）午前9時30分から

・場所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第6回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様
でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
